（登録免許税法の一部改正）

第三条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三の二十一の項の第三欄の第三号中「第二十三条第一項第八号」を「第二十三条第一項第九号」に改める。

（住民基本台帳法の一部改正）

第四条　住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十八の項中「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十九条」を「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付若しくは同条第二項の退職等年金給付又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第七十八条第三項若しくは第七十九条」に改め、「又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十条第一項の短期給付」を削る。

（私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「附則第七十九条」を「附則第七十八条第三項及び第七十九条」に、「長期給付及び」を「長期給付並びに」に改める。

（行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第六条　次に掲げる法律の規定中「第八号」を「第九号」に改める。

一　行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項

二　公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）別表第二日本私立学校振興・共済事業団の項

（放送大学学園法の一部改正）

第七条　放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける」を「前項の」に、「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）」及び「同法」を「共済法」に改め、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下この条において「共済法」という。）の退職等年金給付に関する規定は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十条の規定の適用を受ける放送大学学園の職員については、適用しない。ただし、当該職員が国家公務員共済組合法第百二十四条の二第二項第一号又は地方公務員等共済組合法第百四十条第二項第一号の規定に該当するに至ったときは、この限りでない。

2　前項の規定により共済法の退職等年金給付に関する規定を適用しないこととされた放送大学学園の職員の共済法による掛金の標準報酬月額及び標準賞与額に対する割合は、政令で定める範囲内において、共済規程（共済法第四条第一項に規定する共済規程をいう。）で定める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第八条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十二条第三項及び第八項」を「第二十二条第五項及び第十項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の退職等年金給付に関する規定は、私立大学派遣検察官等には、適用しない。

（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正）

第九条　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（私立学校教職員共済法の一部改正）」を付し、同条のうち、私立学校教職員共済法第十四条第一項の改正規定及び同法第二十二条第一項の表の改正規定を削り、同条第二項及び第四項の改正規定中「第二十二条第二項中「十七日」の下に「（文部科学省令で定める者にあつては、十一日。以下この条において同じ。）」を加え、同条第四項」を「第二十二条第四項」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

第十九条の二　私立学校教職員共済法の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第二号中「専任でない者」の下に「又は臨時に使用される者であつて、政令で定めるもの」を加え、同項第三号を削り、同項第四号中「前三号」を「前二号」に、「常時勤務に服しない者」を「一週間の所定労働時間その他の事情を勘案して政令で定める者」に改め、同号を同項第三号とする。

第二十二条第一項の表を次のように改める。

標準報酬月額の等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	八八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円未満
第二級	九八、〇〇〇円	九三、〇〇〇円以上　一〇一、〇〇〇円未満
第三級	一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円以上　一〇七、〇〇〇円未満
第四級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、〇〇〇円以上　一一四、〇〇〇円未満
第五級	一一八、〇〇〇円	一一四、〇〇〇円以上　一二二、〇〇〇円未満
第六級	一二六、〇〇〇円	一二二、〇〇〇円以上　一三〇、〇〇〇円未満
第七級	一三四、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円以上　一三八、〇〇〇円未満
第八級	一四二、〇〇〇円	一三八、〇〇〇円以上　一四六、〇〇〇円未満
第九級	一五〇、〇〇〇円	一四六、〇〇〇円以上　一五五、〇〇〇円未満
第十級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上　一六五、〇〇〇円未満
第十一級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上　一七五、〇〇〇円未満
第十二級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上　一八五、〇〇〇円未満
第十三級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上　一九五、〇〇〇円未満
第十四級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上　二一〇、〇〇〇円未満
第十五級	二二〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円以上　二三〇、〇〇〇円未満
第十六級	二四〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円以上　二五〇、〇〇〇円未満
第十七級	二六〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円以上　二七〇、〇〇〇円未満
第十八級	二八〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円以上　二九〇、〇〇〇円未満
第十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円以上　三一〇、〇〇〇円未満
第二十級	三二〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円以上　三三〇、〇〇〇円未満
第二十一級	三四〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円以上　三五〇、〇〇〇円未満
第二十二級	三六〇、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上　三七〇、〇〇〇円未満